

# 年末の大モラージュはお早めに !!

町危険物処理場（資源ゴミステーション）とさつま東部クリーンセンター（宮之城町湯田）では、年末の大掃除時期に合わせて下記のとおり特別開場します。クリーンセンターでは、毎年特別開場時に来場者が殺到し待ち時間が長くなることがありますので、その時期に持ち込みされる場合は時間にゆとりを持って出かけるか、または年末を避け早い時期にごみを持ち込んでください。（12月22日以降の開場状況は次のとおりです）

場 所	期 日	時 間	持込めるごみ
町 危 険 物 処 理 場	22日(日)・25日(水)	9:00～16:30	資源ごみのみ
	29日(日) 特別開場日	9:00～16:30	"
	年明けは、1月5日(日)から毎週日曜日・水曜日の開場となります。		
クリーンセンター	22日(日) 特別開場日	8:30～15:00	可燃・不燃・資源ごみ
	24日(火)～27日(金)	8:30～16:30	"
	28日(土) 特別開場日	8:30～15:00	可燃ごみのみ
	29日(日) 特別開場日	8:30～15:00	"
	年明けは、1月6日(月)から平常業務となります。		

## お問合せ先

役場 町民課衛生係 ☎57-1111(内線255/236)

さつま東部クリーンセンター ☎53-3111

## 各家庭や事業所でのごみの焼却が全面的に禁止されます。

人体に非常に有害な物質であるダイオキシン類の発生を減らす目的で、ごみの処理等に関する法律が改正され、今年12月1日から家庭や事業所にある焼却炉でのごみの焼却処分ができなくなります。

今回の法律の改正で焼却設備の構造基準・維持管理基準がより一層厳しくなり、構造基準を満たした設備以外では、一部の例外を除いて全ての焼却処分が禁止されます。

### ※ダイオキシン類・・・

猛毒で発ガン性が高く、ものを燃やす過程で自然に発生する物質です。

主な発生源は、ごみ焼却などの燃焼ですが、自動車の排気ガスやたばこの煙などにも含まれています。また空気中や水の中、土の中など自然界に広く存在するため、私たちも食物の摂取や呼吸により体内に取り込んでいますが、現在のところ健康に影響を与える量ではありません。

【例外として下記の焼却処分は認められています。】

1. たき火や風呂焚き、キャンプファイバーなど日常生活で通常おこなわれる廃材等の焼却
2. 農・林業を営む上で、やむを得ずおこなわれる稻わらや伐採した枝等の焼却
3. 国や地方公共団体が施設の管理をおこなうための焼却（河川管理者が行う伐採した草木の焼却など）
4. 風俗習慣上または宗教上の行事をおこなうための焼却（「鬼火たき」などの地域行事など）

子どもや孫たちの世代に、ダイオキシン類に汚染された環境を残さないためにも、私たちの今後の取り組みがとても重要になります。ごみの適正処理に皆さまのご理解とご協力をお願いします。